

## 令和5年第2回うきは市教育委員会定例会会議録

開催日時 令和5年2月2日（木） 19時30分～20時10分

場 所 うきは市役所 3階 302会議室

招 集 麻生 秀喜（教育長）

出席委員 平位 秀敏（職務代理者） 家永 由里子（委員）

處 愛美（委員） 古賀 公彦（委員）

事務局 井上 理恵（学校教育課長） 山崎 穰（生涯学習課長）

田中 晃詞（指導主事） 河内 真一（教育総務係長）

議 事 議案第1号 うきは市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第2号 うきは市教育委員会職員就業規則の一部を改正する規則について

議案第3号 うきは市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について

協議事項 (1) 請願書の内容（就学援助制度）に対する審議について

(2) 諮問書について（市指定文化財への指定）

報告事項 (1) 専決処分の報告について（交通事故による和解及び損害賠償額の決定）

(2) 区域外就学について

(3) 児童生徒指導上の諸問題に関する実態調査（令和4年12月末月例報告）について

その他 (1) 令和5年2月分 主な行事予定

(2) 卒業式・入学式の割り振りについて

(3) 教職員人事異動等関係日程について

教育長	ただ今からうきは市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、定例教育委員会を開催いたします。 会議の日程は本日限りといたします。 本日の議事録署名者には、處委員を指名いたします。 諸般の報告について何かありましたら事務局お願いします。
事務局	特にありません。
教育長	議案について、事務局お願いします。なお、議案第1号から議案第3号に

については関連しているため合わせて説明を求めます。

**議案第 1 号 うきは市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について**

**議案第 2 号 うきは市教育委員会職員就業規則の一部を改正する規則について**

**議案第 3 号 うきは市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について**

**事務局**

国家公務員法等改正法が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることを踏まえ、地方公務員の定年についても、国家公務員と同様に段階的に引き上げ、最終的に 65 歳とすることから、令和 4 年 12 月のうきは市議会において条例の改正を行いました。今回の議案 3 件は、12 月議会において、定年延長制度創設にあたり、「うきは市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」や地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例が議決されたことに伴い、関連する教育委員会規則等の整備を行うものです。

うきは市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例においては、具体的には

1、段階的な定年引き上げがあります。

現行 60 歳となっております定年年齢を、令和 5 年度から 2 年ごとに 1 歳ずつ引き上げ、令和 13 年度以降、一律 65 歳といたします。

ちなみに、暫定措置の部分を一覧表にしております。

2、役職定年制・管理監督職上限年齢制を導入いたします。

定年延長となることで滞る懸念のある、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するものであり、管理監督職の上限年齢を原則として 60 歳とします。

3、再任用制度について規定いたします。

(1) は定年前再任用短時間勤務制を設けます。60 歳以降定年年齢前に退職した職員を、短時間勤務の職で再任用するものです。

(2) は暫定再任用制度です。現在の再任用制度と同等のもので、定年の段階的な引き上げ期間中、定年退職した職員について 65 歳までの雇用を確保するものです。

また、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、後ほど説明します「うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」を含む 12 の条例について、一括して整理を行いました。

	<p>これらの条例改正に伴い、関連する教育委員会の規則等を改正するものとなります。議案は3件とも関連がありますので、一括して説明します。</p> <p>議案第1号の「うきは市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」については、定年延長制度創設にあたり「管理監督職上限年齢制を導入」することにより、管理監督者上限年齢による役職定年となる職員について、課長補佐級の職員として配置するため、第2条の表中、室長の後に「課長補佐」の職名を加え、その職務について明記するものです。</p> <p>議案第2号の「うきは市教育委員会職員就業規則の一部を改正する規則」については、上位法である「うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部が改正されることに伴い、規則を改正するものです。規則第9条（営利企業等の従事制限）において、従事制限から除外される職員として、現在は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（短時間勤務の再任用職員）、同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（フルタイム勤務の再任用職員）が対象外とされていますが、定年延長に伴う地方公務員法の改正により地方公務員法第22条の4第1項（定年前再任用短時間勤務職員）に改正するものです。</p> <p>具体的には、現在の再任用職員は再任用職員としてフルタイムか、短時間勤務で勤務していますが、改正後は正規職員としてフルタイムか、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法の改正による追加条項）として勤務することになるため、正規職員はこの規則には含まれず、定年前再任用短時間勤務職員のみがこの営利企業等の従事制限から除外される職員となります。</p> <p>議案第3号「うきは市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令」については、こちらについても、第1号と同様、定年延長制度創設にあたり「管理監督職上限年齢制を導入」することにより、第19条事務引継ぎにおいて、転任のあとに「役職定年制による降格若しくは転任」を加えるものです。</p>
教育長	事務局より説明がありました。何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。
全委員	賛成【※議案第1号～議案第3号まで全てに個別に議決を求め、全てに賛成であった】
教育長	次に協議事項（1）請願書の内容（就学援助制度）に対する審議についてですが、12月定例会で請願者より事情陳情を受け、1月定例会で事務局より採択の種類の説明及び就学援助制度の現状等の説明がありました。本日再度質問を受け意思決定をしたいと思います。

C委員	財政面でどれくらいの増加が見込まれるのかの把握はやはり難しいのですか。
事務局	システムを導入しないと概算が掴めないのが現状です。
教育長	何かご質問はありませんか。ないようですので各委員に考えを伺いたいと思います。まずD委員よりお願いします。
D委員	請願の願意については妥当だと思いますが、財政面で可能かどうかの懸念がありますので趣旨採択と考えます。
教育長	B委員お願いします。
B委員	今回の請願内容の実現は予算を伴うものなので私も趣旨採択でお願いしたいと思います。
教育長	C委員お願いします。
C委員	私も請願の願意については賛成です。一律にお金を配るのではなく困窮している家庭に援助することは必要なことだと考えます。しかし財政面の懸念があるため私も趣旨採択と考えます。
教育長	A委員お願いします。
A委員	私も趣旨採択と考えます。事務局として計画を立てられていますが、期間を要すると思われるので早く実現できるようにお願いしたいと思います。
教育長	委員の皆様のご意見として、請願の願意は妥当であるが財政面で実現の確証が持てないため趣旨採択としたいとのご意見でしたので教育委員会として今回の請願に対しては趣旨採択と決定したいと思いますがいかがでしょうか。
全委員	賛成
教育長	それでは皆様の賛成をいただきましたので今回の請願につきましては趣旨採択と決定します。協議事項（2）諮問書について事務局お願いします。
事務局	うきは市文化財保護条例第4条第3項の規定に基づき指定文化財への指定について諮問を予定しております。名称及び数ですが、熊野神社御神面が1

	<p>点、熊野神社水王面が1点です。管理者は熊野神社宮司です。種類としては有形民俗文化財です。諮問の理由としまして、熊野神社に伝わる御神面は江戸時代にはすでに信仰の対象として祀られてきたことが分かっており、面の形態から室町期作の可能性が高いものであること。また御神面とともに江戸時代作と推定される水王面も信仰の対象として伝えられており、信仰は今も続いています。この2点の面は地域の民間信仰の様相を伝える上で非常に貴重なものであるため有形民俗文化財と指定するためです。</p>
教育長	<p>事務局より説明がありましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
C委員	<p>現在の面の保管場所はどこですか。</p>
事務局	<p>宮司宅に保管しており、保存状態も良いです。</p>
C委員	<p>将来的に博物館等に展示することもあるのですか。</p>
事務局	<p>現時点では博物館等の展示は考えておりません。</p>
教育長	<p>今回の諮問を受け、うきは市文化財保護審議会の答申が出ますのでその答申を踏まえ有形民俗文化財と指定するかどうか議決を受けたいと思います。 報告事項について、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>報告事項（1）専決処分の報告について、令和4年9月12日に生涯学習課職員が出張した際に交通事故が発生しました。交通事故に対して相手方と和解し双方の損害賠償額が決定しましたので令和4年12月29日付けで専決処分をしており、3月議会で報告します。</p> <p>報告事項（2）区域外就学について23件の申し出があっており、家庭に関する理由に伴うもので1件、教育的配慮に伴うもので4件、帰宅後の監督者不在に伴うもので9件、転居に伴うもので2件、国立・私立学校への就学に伴うもので7件あり全て承認しています。</p> <p>報告事項（3）児童生徒指導上の諸問題に関する実態調査について、小学校でいじめ認知件数は0件。不登校兆候は4名、不登校は4校で21名、解消が3名となっております。中学校でいじめ認知件数1件報告があっています。保護者の報告、生徒の指導を実施し現在見守り中です。不登校兆候は13名、不登校は30名で解消が10名です。</p>
教育長	<p>その他について、まず私から報告します。不登校児童が多い小学校について教育相談部会を立ち上げ学校外部の機関と連携し解消にむけてバックアッ</p>

<p>教育長</p>	<p>プをしていきます。早ければ2月に第1回の相談部会を開催予定です。また部活動地域移行の関係で4回の準備委員会を終え一部の部活を合同で実施する方向です。以前、吹奏楽部を合同とした場合コンクールに参加できない可能性があるという報告はしましたが、その問題もクリアしています。中学校の制服検討につきましてはアンケートを実施しており、その結果を事業者に提供し試作品の作成、プレゼンを受けた後に決定していく方向です。</p> <p>その他事務局をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>その他の（１）行事予定表により2月の主な行事予定を説明。</p> <p>卒業式は3月10日（金）が中学校、3月17日（金）が小学校となっております。入学式は4月10日（月）が中学校、4月12日（水）が小学校となっております。また、3月8日が教職員の異動内示となっているため同日12時から臨時の教育委員会を開催いたします。また3月31日が退職辞令交付式、4月3日が定例教育委員会と辞令交付式となります。</p>
<p>教育長</p>	<p>全ての審議が終了しましたので、第2回教育委員会を閉会いたします。</p> <p><b>次回 定例教育委員会開催日程</b></p> <p><b>3月2日（木）18時00分～</b></p> <p><b>うきは市役所 西別館 第1会議室</b></p>